

「方式審査便覧」改訂案に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	御意見の対象	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	全体	「不正競争防止法等の一部を改正する法律」の成立に合わせた方式審査便覧の取扱いの明確化等に係る改訂であり、歓迎する。	御意見ありがとうございます。 改訂内容に基づき、適切に運用して参ります。
2	全体	「任意の意見募集」として実施されているが、「方式審査便覧」が「特許庁の方式審査の基準・考え方をとりまとめ」るものなのであれば、審査基準（行政手続法第2条第8号ロ）に該当し、行政手続法に基づく意見募集を行う必要があるのではないか。	御意見ありがとうございます。 方式審査便覧は産業財産権に関する法令等に定められた形式的又は手続的な要件の方式審査に当たって、一定の根拠により統一的な処理が行われ、かつその処理が迅速・的確に行われることを目的として、その運用基準等を取りまとめたものです。 この改訂にあたっては、国民の皆様からも広く御意見をいただくため、改訂の都度、法的な義務として実施されるパブリックコメントと同様の手続きに則って対応を行っておりますが、今回の御意見を踏まえ、今後の対応については検討いたします。
3	58.20 3.	「・・・の同意」の有無はどのように確認するのか。例えば「書面をもって証明」すべきことを明定すべきではないか。	御意見ありがとうございます。 提出者の同意は書面で確認する場合もありますが、閲覧等の請求をする者と営業秘密が記載された旨の申出をした者との関係や閲覧等の請求方法によって、同意の確認方法は異なるため、現在の改訂案を維持させていただきます。

以 上